

第7章 そのほかの環境汚染物質

第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドウムが、又農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドウムについては玄米中の含有量 $1\text{mg}/\text{kg}$ 以上、銅については土壌中の含有量 $125\text{mg}/\text{kg}$ 以上、砒素については土壌中の含有量 $15\text{mg}/\text{kg}$ 以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかで、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山である。（岩美鉱山）明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約140ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドウム $0.4\text{mg}/\text{kg}$ 以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム $1\text{mg}/\text{kg}$ 以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される $125\text{mg}/\text{kg}$ 以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地53.4ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定した。また9月24日、農用地土壌汚染対策計画及び公害防止事業費事業者費用負担計画を樹立し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着工し、土地改良対象面積112.8ha中、昭和63年度中で34.7ha終了している。

なお、鉱害対策として昭和47～62年度に事業費累計1,294,904千円で鉱水処理施設、沈殿物たい積場の設置及び整備、捨石たい積場の防護施設工事堆積場鉱害防止工事等を行ってきたが、昭和62年度は事業費72,651千円で鉱害防止工事等を実施した。

第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、県内魚介類10検体、県外魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

1 土壌、農作物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、玄米中のカドミウム含有量について13地点で調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドウム含有量は13地点平均で $0.28\text{mg}/\text{kg}$ であり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドウム基準値 $1\text{mg}/\text{kg}$ を上回るものはなかったが、 $0.4\text{mg}/\text{kg}$ 以上の値

が3地点で検出されている。

表 123 玄米、土壌中の重金属調査結果

(単位 mg/kg)

地 区	玄米中のカドミウム		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町大字荒金	2	0.50～0.06	0.28
〃 高住	2	0.37～0.28	0.33
〃 岩常	2	0.38～0.14	0.26
〃 河崎	3	0.40～0.17	0.26
〃 太田	4	0.42～0.16	0.29
合 計	13	0.50～0.06	0.28

(注) 昭和63年度農蚕園芸課調査

2 魚介類調査

県内産魚介類10検体、県外産魚介類10検体について総水銀の調査を行ったか、いずれも暫定的規制値(昭和48年7月23日厚生省暫定的規制)総水銀0.4ppmを下回っている。

表 124 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	ppm 0.11	ppm ND	ppm 0.05	
県外水揚魚介類	10	10	0	0.07	ND	0.03	
計	20	20	0	0.11	ND	0.04	

(注) 昭和63年度衛生課調査

第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている食品30検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表 123 食品調査結果

種 類 別		総検 体数	検 出 値			暫定的 規制値	適	不適	備 考	
			最高値	最低値	平均値					
魚 介 類	県内水揚	遠洋沖合 魚介類	4 ppm 0.21	0.01	0.07	0.05	3	0	かれい、はまち、はた、 とびうお、さは、いか、 かつお、いわし、あじ、 かます、さんま、はら、 めばる、きす、のとぐろ	
		内海内湾 魚介類	6	0.05	0.02	0.04	3	7		0
	県外水揚	遠洋沖合 魚介類	5	0.09	ND	0.06	0.5	7		0
		内海内湾 魚介類	5	0.10	ND	0.04	3	3		0
	計	20	0.10	ND	—	—	20	0		
牛 乳		—	—	—	—	—	—	—		
乳 製 品		—	—	—	—	—	—	—		
肉 類		8	ND	ND	—	0.5	8	0	牛肉、豚肉、鶏肉	
卵 類		2	ND	ND	—	0.2	2	0	鶏卵	
合 計		30	—	—	—	—	30	0		

(注) 昭和63年度衛生課調査

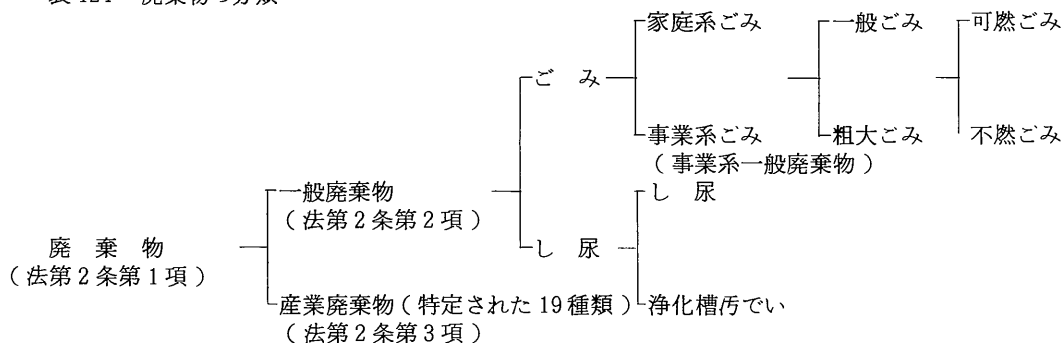
ND 検出されず(0.01未満)

第 8 章 廃 棄 物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあり、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、次表に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に従って処理されるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、産業廃棄物は排出事業者の処理責任が明定されている。

表 124 廃棄物の分類



第 1 節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法に定めるところにより、所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分をすることになっている。

収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するため、各市町村において廃棄物処理施設の整備に努めている。

1 し尿処理

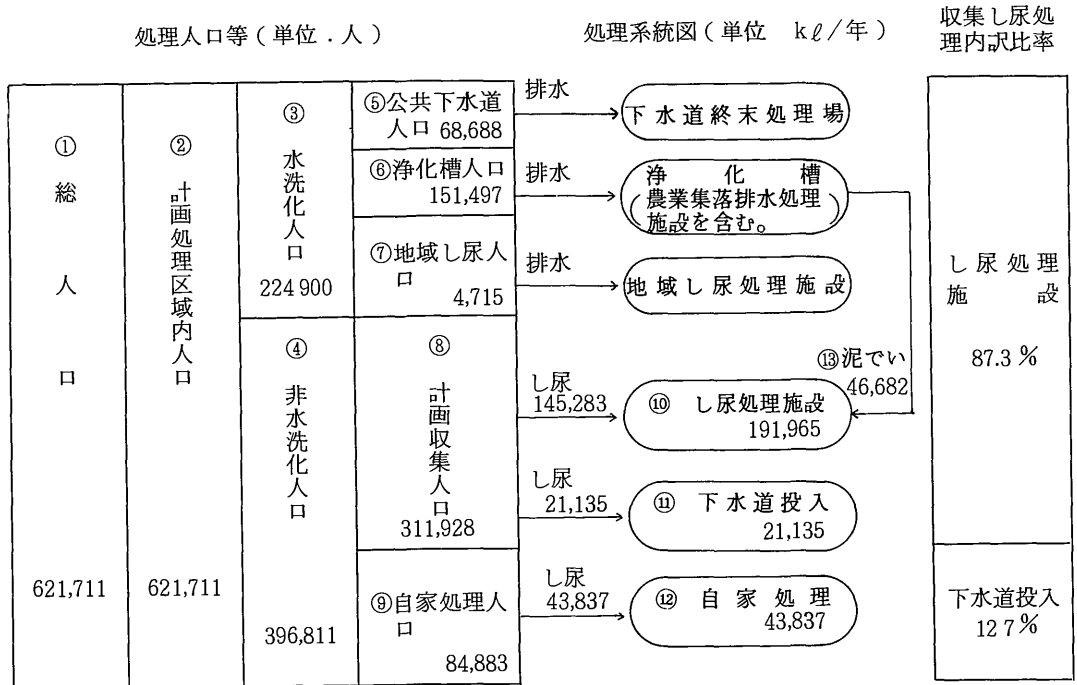
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望ましいが、下水道未整備の地域においては浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、くみ取り便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和62年度におけるし尿の処理状況については、図11に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表125に示すとおりである。

なお、下水道計画区域外の地域において、し尿と雑排水を管きよにより集水処理している地域し尿処理施設の整備状況は表 126 のとおりである。

図 11 し尿処理の状況（昭和 62 年度実績）



計画区域率 ②/①×100 = 100.0%

水洗化率 ③/①×100 = 36.2% { 公共下水道水洗化率 ⑤/①×100 = 11.0%
浄化槽水洗化率 ⑥/①×100 = 24.4%

非水洗化率 ④/①×100 = 63.8%

計画収集率 A ⑧/①×100 = 50.2% 計画収集率 B ⑧/④×100 = 78.6%

自家処理率 A ⑨/①×100 = 13.7% 自家処理率 B ⑨/④×100 = 21.4%

1人1日当たりし尿収集量

(⑩+⑪-⑬) × 10³ ÷ ⑧ ÷ 366 = 1.46 ℓ/人 日

1人1日当たり浄化槽汚でい収集量

⑬ × 10³ ÷ ⑥ ÷ 366 = 0.84 ℓ/人 日

1人1日当たりし尿排出量

(⑩+⑪+⑫-⑬) × 10³ ÷ ④ ÷ 366 = 1.45 ℓ/人 日

表 125 し尿処理施設の整備状況

(昭和63年3月末現在)

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の 規 模 (kℓ/日)	処理方式	稼動開 始年月	B 昭和 62 年度中の 年間処理 実 績 (kℓ/年)	B	残渣量 (t/年)
							A×366	
東部広域行政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037 番地	170	好 気 性 消 化	46. 11	53,835	0.87	130
中部広域行政管理組合	日 の 宮 浄 苑	倉吉市小田字 日の宮 3 番地	120	嫌 気 性 消 化	40 7	45,375	1.03	1,235
米子市ほか 9か町村衛生施設組合	米 子 市 浄 化 場	米子市安倍 214 番地	56	嫌 気 性 消 化	39 1	13,995	0.68	51
			120	好 気 性 消 化	49 12	33,995	0.77	124
	白 浜 浄 化 場	西伯郡淀江町 中間 856 番地	80	好 気 性 消 化	42. 4	23,171	0.79	199
境 港 市	境 港 市 浄 化 場	境港市小篠津町 無番地	56	嫌 気 性 消 化	39. 4	15,469	0.75	248
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組 合	清 化 園	日野郡江府町大字 佐川 2 番地	30	二 段 活 性 汚 濁 対 処	58 3	6 125	0.56	42
計			632			191,965	0.83	2,029

表 126 地域し尿処理施設の整備状況

(昭和63年3月末現在)

市町村 施設名	項 目 処 理 方 式	計画処理人口 (人)	実 処 理 人 口 (人)	計 画 1 日 最大汚水量 (m ³ /日)	竣 工 年 月
米子市河崎団地 汚 水 処 理 場	長時間ばっ気	3,000	1,913	900	48年3月
米子市富益団地 汚 水 処 理 場	〃	2,000	1,060	600	55年3月
米子市旭が丘 汚 水 処 理 場	〃	480	434	120	55年3月
境港市幸神町 汚 水 処 理 場	〃	1,250	1,129	469	56年3月
船岡町新庄地区 地域し尿処理施設	接触はっ気	254	179	94	62年3月

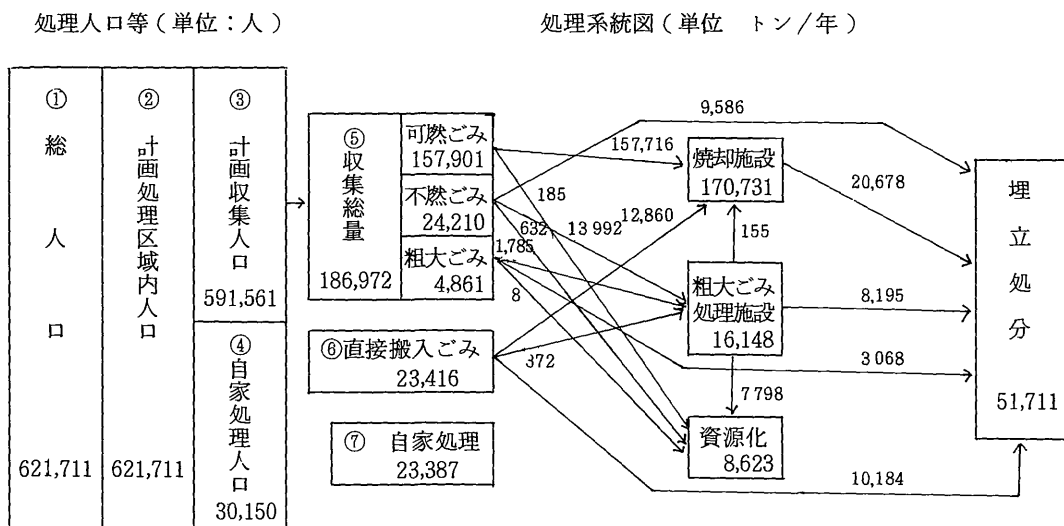
2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっている。

昭和 62 年度におけるごみ処理の状況は、図 12 及び図 13 のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の 80.0%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は 10.0%、自家処理量は 10.0% である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表 127、表 128 のとおりである。

図 12 ごみ処理の状況（昭和 62 年度実績）



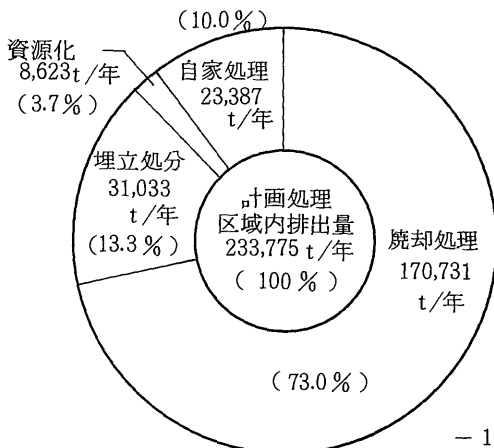
計画収集区域率 ② / ① × 100 = 100.0%

計画収集率 ③ / ① × 100 = 95.2%

1人1日当たりごみ排出量 A ⑤ × 10⁶ ÷ ③ ÷ 366 = 864g/人日

1人1日当たりごみ排出量 B (⑤ + ⑥ + ⑦) × 10⁶ ÷ ② ÷ 366 = 1,027g/人日

図 13 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない

表 127 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

(昭和 63 年 3 月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設 の規 模 (t/日)	炉 型 式	稼動 開始 年月	B 昭和 62 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 B —— (A×稼 動日数)	残渣量 (t/年)
鳥 取 市	神 谷 清 掃 工 場	鳥取市西今在家 227	180	連 続 燃 焼 式	49. 11	49,356	0.77	8,746
国 府 町	こくふ浄苑	国府町岡益 524、525	6	機 械 化 バ ッ チ 式	46. 12	1,778	1.16	116
岩 美 町	岩 美 町 清 掃 工 場	岩美町大字浦富 字坊谷	30	〃	53. 6	3,214	0.50	371
福 部 村	福 部 浄 苑	福部村大字中 109	6	〃	50. 4	1,004	0.53	100
河 原 町	河 原 町 ご み 処 理 場	河原町大字郷原 434-2	5	固 定 バ ッ チ 式	46. 4	57	0.54	5
			8	機 械 化 バ ッ チ 式	52. 4	2,328	1.04	186
若 桜 町	若 桜 町 営 塵 芥 処 理 場	若桜町大字浅井	10	〃	51. 5	1,013	0.35	91
智 頭 町	智 頭 町 営 塵 芥 処 理 場	智頭町大字市瀬 1643-2	8	固 定 バ ッ チ 式	44. 6	1,940	0.82	100
八 頭 東 部 衛 生 施 設 組 合	組 合 立 ご み 処 理 場	船岡町大字水口 142-2	20	機 械 化 バ ッ チ 式	50. 10	4,165	0.70	173
佐 治 用 瀬 ぐ み 処 理 施 設 組 合	〃	佐治村大字葛谷 字水工谷 478-2	12	〃	48. 7	1,790	0.50	51
気 高 郡 衛 生 施 設 組 合	〃	気高町大字八束 水字カーガ谷	20	〃	48. 4	5,592	1.05	511
中 部 広 域 行 政 管 理 組 合	向 山 清 掃 工 場	倉吉市和田東町 893	36	〃	44. 8	9,737	0.99	994
	東 伯 清 掃 工 場	東伯町田越 104	50	〃	49. 12	15,908	1.17	1,591
	赤 碓 分 場	赤碓町篔律 514-2	5	〃	45. 3	945	0.69	95
米 子 市	米 子 市 営 塵 芥 処 理 場	米子市長砂町 946-2	60	〃	46. 10	0	0	0
	米 子 市 清 掃 工 場	米子市河崎 3333	290	連 続 燃 焼 式	54. 4	45,786	0.47	5,334
境 港 市	境 港 市 営 塵 芥 処 理 場	境港市福定町 673	30	固 定 バ ッ チ 式	41. 4	6,265	0.92	1,462
			20	〃	48. 4	4,233	0.93	974
	境 港 市 清 掃 セ ン タ ー	境港市中野町 2080	60	准 連 続 燃 焼 式	63. 1	2,092	0.51	219
西 伯 町 外 2ヶ 町 清 掃 施 設 管 理 組 合	新 宮 谷 焼 却 場	西伯郡大字法勝 寺字新宮谷 22-1	7	固 定 バ ッ チ 式	47. 5	0	0	0
	能 竹 焼 却 場	西伯町能谷	10	機 械 化 バ ッ チ 式	55. 6	1,459	0.47	90
日 吉 津 村	日 吉 津 村 塵 芥 処 理 場	日吉津村日吉津 1866	3	〃	56. 1	937	1.05	24

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規 模 (t/日)	戸型式	稼動開始 年月	B 昭和62 年度中の 年間処理 実績 (t/年)	稼動率 B —— A×稼 動日数	残渣量 (t/年)
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡 字高尾谷	10	機械化 バッチ式	53. 4	1,880	0.84	188
大山町	大山町環境 美化センター	大山町豊房	12	機械化 バッチ式	56. 1	1,304	0.36	131
名和町	名和町 塵芥処理場	名和町大字大塚 877-2	3	固定 バッチ式	44. 4	735	0.94	45
			5	機械化 バッチ式	51. 4	1,409	0.91	79
中山町	中山町営 塵芥処理場	中山町羽田井字 中山原1419 226	5	〃	49. 7	1,552	1.06	50
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町黒坂 187	3	固定 バッチ式	45. 7	525	0.58	34
			5	機械化 バッチ式	53. 4	875	0.58	58
日南町	日南町 ごみ焼却場	日南町生山 450	7	固定 バッチ式	48. 5	1,668	0.80	61
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾 475	2	〃	45. 2	235	0.38	12
			5	機械化 バッチ式	54. 4	1,423	0.91	71
溝口町	溝口町 塵芥処理場	溝口町上野カマ 谷 110-1	2	固定 バッチ式	45. 4	0	0	0
			7	〃	50. 4	1,858	0.85	98
計			942			173,063		20,060

表 128 粗大ごみ処理施設

(昭和 63 年 3 月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	A 公称能力 (t/日)	稼動開始 年 月	B 年間処理 実績 (t/年)	計量	C 稼動日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮 破碎併用	50	48. 4	5,151	有	273
西部広域行政 管理組合	中海処理場	圧縮・破碎併用	100	48. 8	11,088	有	298
計			150		16,239		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、可能なかぎり焼却、破砕等の中間処理を行った後、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表 129 のとおりであるが、今後生活様式の変化等とごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い、新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表 129 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和 63 年 3 月末現在)

設置主体名	埋立地名	所在地	埋立て開始年月	埋立て終了予定年月	面積 (㎡)	全容量 (㎡)	残容量 (㎡)	62年度埋立て実績 (㎡/年)
東部広域行政 管理組合	末恒不燃物処理場	鳥取市伏野2228	昭和 59 4	平成 6. 3	42,200	450,900	331,486	31,039
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53 9	5. 8	950	5,700	2,165	451
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46. 12	1. 3	950	4 100	186	184
青谷町	青谷町一般家庭 粗大ごみ処理場	青谷町大字蔵内 213	56. 3	昭和 62. 6	682	1,023	0	11
		青谷町大字鳴滝 370-6	62. 7	平成 4. 3	992	2,480	2,393	87
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井 437	47 4	2. 3	5,700	17,100	4 573	648
若桜町	若桜町営 場不燃物処理場	若桜町大字浅井	46 4	4 3	4,553	22,765	5,500	933
中部広域行政 管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44. 8	1 3	6,000	17,000	963	0
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49 12	2 3	10,000	100,000	76,796	1,591
	岡埋立地	倉吉市岡	55. 12	1. 3	6,281	30,822	5,100	0
	上神埋立地	倉吉市上神1207	53. 6	昭和 62. 6	4,473	33 481	0	1,573
名和町	名和町焼却 残渣埋立地	名和町西坪 1075-1	59 4	平成 1. 3	300	900	176	124
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46. 5	2 9	10 010	70,962	17,408	4,114
淀江町	佐陀不燃物 処理場	淀江町大字佐陀 字灘浜1456 1	51. 4	1. 3	892	3,570	427	173
計					93,983	760,803	447,173	40,928

4 浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への要望がたかまり、県内の浄化槽の設置基数も毎年約2,000基程度増加しており、昭和63年度末には32,552基を数えている。

浄化槽の構造、設置工事、保守点検・清掃等を適正に実施してゆくため、新たに「浄化槽法」（昭和58年法律第43号。以下「法律」という。）が、昭和60年10月1日から全面施行されたことに伴い、浄化槽保守点検業者の登録制度に係る「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（昭和60年鳥取県条例第20号。以下「条例」という。）及び新しく浄化槽の性能及び設置等について事前に指導するための「鳥取県浄化槽指導要綱」（昭和61年4月）を策定し、市町村及び関係業界と協力して適正な浄化槽の設置、維持管理に努めている。

浄化槽の設置基数の推移及び各保健所管内別設置基数は、それぞれ図13及び表130に示すとおりであり、法律及び条例の規定により知事の登録等を受けた浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の数は表131 表132のとおりである。

図14 浄化槽設置基数の推移

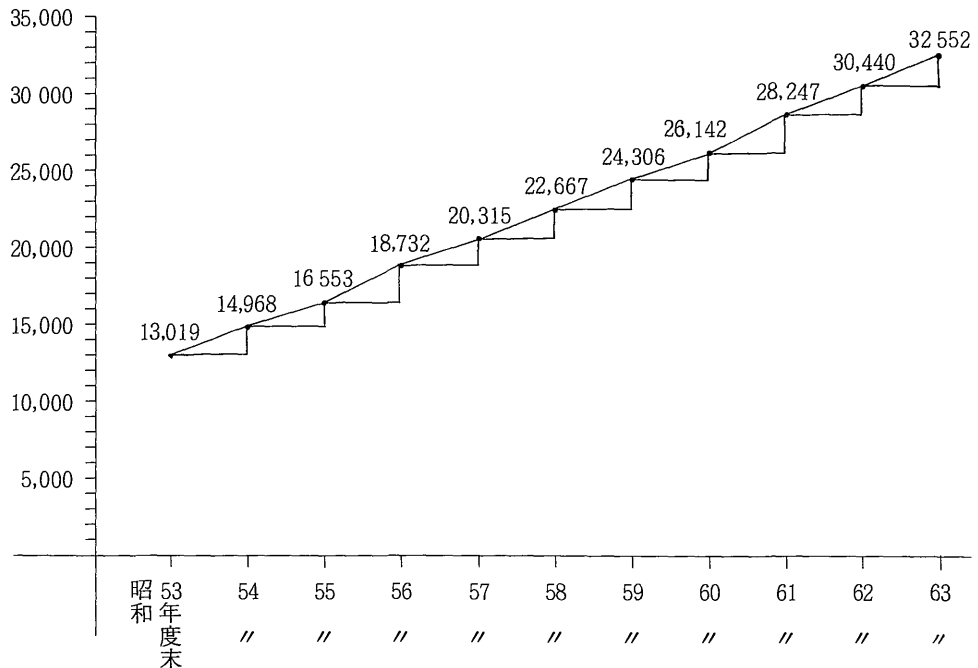


表 130 保健所別浄化槽設置基数

(平成元年3月末現在)

人槽	保健所	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20		9,498	1,873	5,049	9,613	456	26,489
21 ～ 50		1,085	205	888	1,522	109	3,809
51 ～ 100		393	75	325	566	56	1,415
101 ～ 200		135	27	115	170	19	466
201 ～ 300		54	15	53	75	10	207
301 ～ 500		33	5	26	41	3	108
小 計		11,198	2,200	6,456	11,987	653	32,494
501 ～ 1 000		17	2	3	24	1	47
1,001 ～ 2,000		2			3		5
2,001 ～ 3 000		1			2		3
3,001 ～ 4,000				1	1		2
4,001 ～		1					1
小 計		21	2	4	30	1	58
合 計		11,219	2 202	6 460	12 017	654	32 552

表 131 浄化槽工事業者数

(平成元年3月末現在)

項 目	登 録 業 者	届 出 業 者	合 計
業 者 数	19	162	181

表 132 浄化槽保守点検業者数

(平成元年3月末現在)

保 健 所 名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
業 者 数	19	2	7	35	2	65

(注) 業者数とは、主たる営業所の所在地による。

5 監視・指導状況

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査状況は次表のとおりである。

表 133 廃棄物関係監視・指導状況

(昭和63年度)

立入場所 検査件数	一 般 廃 棄 物						下 終 末 水 処 理 施 道 設	合 計
	し 尿 処 理 施 設	浄 化 槽	ご み 処 理 施 設	粗 処 大 理 ご 施 み 設	そ の 他	小 計		
立入検査件数	132	931	103	4	33	1,203	32	1,235
理化学検査件数	167	365	81	—	33	646	32	678

第2節 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

本県においては、昭和56年度に昭和55年を基準年とした産業廃棄物実態調査を行い、これを基に昭和57年7月廃棄物処理法の規定に基づいて計画目標年度を平成2年とする「鳥取県産業廃棄物処理計画」を策定し、計画の推進に努めている。

1 産業廃棄物処理計画の概要

(1) 産業廃棄物の発生状況

昭和55年における産業廃棄物の発生量は表133のとおりであり、業種別では、製造業が発生量の46.6%を占め最も多く、次いで農業の32.3%であり、以下鉱業11.1%、建設業7.2%となっている。

又、種類別では、無機性汚でい36.5%を占め最も多く、次いで家畜ふん尿32.2%、有機性汚でい23.4%となっている。

表 134 昭和55年全域推計発生量

(t/年)

	総 計	漁業	鉱業	製造業	卸・道 小売業 路運送業	電気・ガ ス・水 道業	サービ ス業	建設業	農業	
										汚 でい
総 計	2,848,631	111	316,319	1,326,589	4,174	980	70,886	4,851	205,255	919,466
燃 え が ら	1,915	0	0	1,910	0	0	0	0	5	—
計	1,707,425	0	280,035	1,184,385	907	58	70,723	913	170,404	—
汚 でい										
無機性汚 でい	1,040,803	0	280,035	589,009	907	58	0	390	170,404	—
有機性汚 でい	666,622	0	0	595,376	0	0	70,723	523	0	—

		総 計	漁業	鉱業	製造業	卸・道 小売業 路送業	電気・カ ス水道業	サービ ス業	建設業	農 業	
廃油	計	2,365	75	1	404	1,309	140	5	411	20	—
	一般廃油	2,302	71	1	364	1,291	140	5	410	20	—
	固型油	14	0	0	14	0	0	0	0	0	—
	油でい	49	4	0	26	18	0	0	1	0	—
廃酸	1,469	0	0	1,412	0	0	0	57	0	—	
廃アルカリ	73	0	0	52	0	0	0	21	0	—	
廃プラスチック類	計	5,900	25	0	2,589	829	544	2	333	47	1,531
	廃プラスチック	4,460	25	0	2,581	45	16	2	213	47	1,531
	廃タイヤ	1,440	0	0	8	784	528	0	120	0	—
紙くず	7,011	—	—	7,011	—	—	—	—	—	—	
木くず	69,556	—	—	69,556	—	—	—	—	—	—	
繊維くず	479	—	—	479	—	—	—	—	—	—	
動植物性残渣	22,726	—	—	22,726	—	—	—	—	—	—	
ゴムくず	19	0	0	19	0	0	0	0	0	—	
金属くず	21,013	11	99	17,533	1,113	231	146	1,218	662	—	
ガラスくず及び陶磁器くず	9,202	0	0	7,019	16	7	10	1,898	252	—	
鉱さい	48,330	0	36,184	11,237	0	0	0	0	909	—	
建設廃材	33,047	0	0	91	0	0	0	0	32,956	—	
ダスト類	166	0	0	166	0	0	0	0	0	—	
家畜ふん尿	916,580	—	—	—	—	—	—	—	—	916,580	
家畜の死体	1,355	—	—	—	—	—	—	—	—	1,355	

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

ア 処理・処分の概要

実態調査によって推定された産業廃棄物の処理・処分状況は表135のとおりである。再生利用量のうち73%は堆きゅう肥、又は未処理のまま農地還元されている家畜ふん尿が占めている。

表 135 種類別処理 処分状況

(t / 年)

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
総 計	2,847,276 (100.0)	1,634,267 (57.0)	1,348,092 (47.0) 〔100.0〕	1,212,517 (43.0) 〔90.0〕	132,504 (4.7) 〔9.8〕	3,071 (0.1) 〔0.2〕

備考 () . 発生量に対する割合 () 処分対象量に対する割合

(3) 処理計画の基本方針

実態調査の結果から、将来の産業廃棄物発生量を予測すると、表 136 のとおりでありこれらの産業廃棄物発生量の増加を踏まえて処理計画の基本方針のもとに、総合的な処理体制の整備と適正処理の推進を図ることとしている。

ア 処理に関する基本事項

(ア) 事業者の処理責任

事業者は、その事業活動によって排出する産業廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理するものとする。

(イ) 資源化と再生利用

産業廃棄物の処理に当たっては、積極的に資源化と再生利用を推進し、その有効利用を図るものとする。

(ウ) 処理施設の整備

産業廃棄物の処理に当たっては、中間処理施設の整備を推進し、減量化、安定化、無害化等の処理を徹底して、最終処分場の負担軽減を図るものとする。

イ 処理体制に関する基本事項

(ア) 処理体制の確立

産業廃棄物の処理について、事業者は、自らの処理責任で処理する事業主体として、また、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）及び再生利用業者は事業者処理の補完的立場において、適正処理を確保するよう最善を期するものとする。

市町村は、一般廃棄物との併せ処理を合理的に推進するものとする。

(イ) 情報管理システムの確立

産業廃棄物の多様化、処理・処分の複雑多岐にわたる現状に対処する処理体系整備のため、情報管理システムを確立し、適正処理を推進するものとする。

(ウ) 監視・指導體制の強化

県は、産業廃棄物の処理・処分について、生活環境保全上支障のないよう監視指導體制を強化し、市町村は、県とともに処理・処分に関する必要な事項について、指導・助言を行うものとする。

ウ 廃棄物交換情報制度の推進

県は、再利用できる廃棄物を排出する事業所及びそれを利用する事業所の情報を提供し、廃棄物の再資源化・減量化を促進するための「廃棄物交換情報制度」を島根県と共同で平成元年 1 月 20 日から発足させた。

制度の発足に当たって、両県で約 2,000 の事業所を対象に調査を行い、提供可能又は受入可能な廃棄物があると回答のあった事業所を掲載した情報誌を作成し、各事業所に配布した。

今後この制度が有効に利用されるよう、関係機関の協力のもとに広報活動を行っていくものとする。

表 136 業種別将来予測発生量

	昭 和 5 5 年		昭 和 6 0 年		平 成 2 年	
	発生量 (t / 年)	指 数	発生量 (t / 年)	指 数	発生量 (t / 年)	指 数
製 造 業	1,326,589	100 0	1,659 901	125 1	1,996,372	150 5
農 業	919,466	100.0	1,019,929	110.9	1,094 779	119 1
鉱 業	316,319	100 0	349,623	110.5	382 928	121 1
建 設 業	205,255	100.0	252,554	123 0	299 855	146.1
そ の 他	81,002	100.0	136,995	169.1	12,442	15.4
計	2,848,631	100 0	3,419,001	120 0	3,786,376	132 9

備考 平成 2 年の「その他」については、水道業から発生する汚でいについて現時点で計画値が設定されていないため、発生量が少なくなっている。

2 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表 137 のとおりであり 産業廃棄物処理業者の昭和62年度事業実績は表 138 のとおりである。

表 137 産業廃棄物処理業の許可の現況

(平成元年 3 月末現在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安 定 型 産 業 廃 棄 物	管 理 型 産 業 廃 棄 物	廃 油 類	廃 酸 廃 アルカリ	分 類 計 (実業者数)
		県 内 業 者	収 集 ・ 運 搬		43	17	8
収 集 ・ 運 搬 、 中 間 処 理			3	6	2	1	12 (9)
収 集 ・ 運 搬 、 最 終 処 分			12	5	0	0	17 (14)
収 集 ・ 運 搬 、 中 間 処 理 、 最 終 処 分			3	3	1	0	7 (3)
小 計			61	31	11	3	106 (78)
県外収集・運搬業者			40	30	28	17	115 (64)
合 計			101	61	39	20	221(142)

備考(1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、コムくず、金属くず、カフスクず及び陶磁器くず、建設廃材をいう。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸、廃アルカリ以外の産業廃棄物をいう。(例 汚でい、動植物性残渣など)

表 138 産業廃棄物処理業者の事業実績

(昭和62年度実績)

区 分	処 理 実 績 (t / 年)
収 集 ・ 運 搬 量	68,078
中 間 処 理 量	7,775
最 終 処 分 量	39,392

3 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物を処理する施設のうち、一定規模以上のものについては産業廃棄物処理施設として届出することとされているが、県内の届出施設設置状況及びその処理実績は表 139 のとおりである。

表 139 産業廃棄物処理施設の設置状況

(昭和63年3月末現在)

施 設 の 種 類	施 設 数	処 理 能 力	昭 和 6 2 年 度 処 理 実 績
汚 水 の 脱 水 施 設	16	3,173 m ³ /日	949,093 t
汚 水 の 乾 燥 施 設	2	64 m ³ /日	400 t
汚 水 の 廃 却 施 設	3	127 m ³ /日	46,264 t
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	1	16 m ³ /日	57 t
廃 油 の 廃 却 施 設	2	4 m ³ /日	255 t
廃 プラスチック類の廃却施設	1	2 t/日	219 t
最 終 処 分 場	10	195,014 m ³	40,127 t

4 監視・指導状況

産業廃棄物関係の監視・指導状況は表 140 のとおりである。

表 140 産業廃棄物関係監視 指導状況

(昭和63年度)

立 入 場 所	立 入 検 査 件 数	理 化 学 検 査 件 数
排 出 事 業 所	108	5
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	42	0
中 間 処 理 施 設	60	29
最 終 処 分 場	98	77
そ の 他	14	0
合 計	322	111

第9章 中小企業者に対する貸付け

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付を行っている。

表 141 鳥取県設備近代化金融資金貸付制度（平成元年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3,000万円以内（組合等4,000万円）
貸付利率	年5.0%以内（保証付の場合年4.6%以内）
返済方法	10年以内（1年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	県指定金融機関

昭和56年度以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表 142 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和56	4件	10,800万円
57	6	10,075
58	3	6,220
59	1	3,000
60	2	3,500
61	0	—
62	8	14,078
63	0	0

表 143 施設別貸付実績

年度	施設別		ばいじん防止施設		その他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
昭和56	3件	9,000万円	1件	1,800万円	—件	—万円
57	2	2,825	—	—	4	7,250
58	3	6,220	—	—	—	—
59	1	3,000	—	—	—	—
60	2	3,500	—	—	—	—
61	—	—	—	—	—	—
62	8	14,078	—	—	—	—
63	—	—	—	—	—	—

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表 144 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和56	} 該当なし	万円	汚水処理施設
57			
58			
59			
60			
61			
62	—	—	
63	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表 145 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績
(産業公害防止貸付)

(公害貸付)

年度	制度	中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
昭和56		1件	3,000万円	1件	3,000万円
57		5	10,550	—	—
58		1	2,000	—	—
59		2	9,000	—	—
60		4	21,000	1	100
61		—	—	2	830
62		2	3,400	—	—
63		0	—	1	850

(4) 公害防止事業団貸付け

表 146 公害防止事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和55	2件	9,900万円	産業廃棄物処理施設（6,900万円） 汚水処理施設（3,000万円）
56	} 該当なし		
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			

第 10 章 公害紛争処理 公害苦情等

第 1 節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にととまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和 45 年に公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者 13 名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から 3 人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第 2 節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

- (1) 昭和 63 年度における本県の公害苦情受理件数は 156 件であり、昭和 62 年度 129 件に比べ 27 件減少している。
- (2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類	年度					
	昭和 58	59	60	61	62	63
大 気 汚 染	17	12	11	22	14	16
水 質 汚 濁	24	29	26	21	26	30
騒 音	35	32	28	45	33	46
振 動	4	6	1	3	1	2
悪 臭	37	41	35	39	30	24
土 壌 汚 染	—	—	1	—	—	—
そ の 他	54	73	58	27	25	38
計	171	193	160	157	129	156

公害の種類別苦情は、昭和 63 年度受理件数中では、騒音 46 件（30 %）、水質汚濁 30 件（19

／
)、悪臭 24件 (15%) 大気汚染 16件 (10%) 振動 2件 (1%) その他 38件 (25%)
 となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、鳥取市 45 件 (前年度 39 件) を最高に、米子市 32 件 (前年度 31 件) 境港市 14 件 (前年度 7 件) 倉吉市 7 件 (前年度 9 件) の順となっており、ほとんどが市部に集中している。

2 公害苦情の処理状況

昭和 63 年度における公害苦情件数 156 件中解決したもの 144 件で、解決率は 92% となっている。
 昭和 63 年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

区分 公害の種類	受理件数 A	解決件数 B	解決率 ($\frac{B}{A} \times 100$)%
大気汚染	16	16	100
水質汚染	30	27	90
騒音	46	40	87
振動	2	2	100
悪臭	24	22	92
土壌汚染	—	—	—
その他	38	37	97
計	156	144	92

3 公害苦情の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業 31 件 (24%)、家庭 20 件 (16%)、建築土木工事 17 件 (13%)、商店飲食店 13 件 (10%) 畜産業 12 件 (9%) 交通機関 2 件 (2%) その他 34 件 (26%) となっている。

種類 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	5	2	1	—	—	1	7	16
水質汚染	3	—	1	5	8	2	11	30
騒音	12	6	—	—	4	19	5	46
振動	—	2	—	—	—	—	—	2
悪臭	7	1	—	2	5	—	9	24
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	1	3	—	—	4	—	30	38
計	28	14	2	7	21	22	62	156

表 147 昭和 62 年度公害苦情件数

市町村名	区分	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市		45	3	48	42	6	48	
米子市		32	1	33	33		33	
倉吉市		7	2	9	7	2	9	
境港市		14	2	16	14	2	16	
岩美郡								
	国府町							
	岩美町							
	福部村							
八頭郡								
	郡家町							
	船岡町							
	河原町							
	八東町							
	若桜町							
	用瀬町							
	佐治村							
	智頭町							
気高郡								
	気高町							
	鹿野町							
	青谷町							
東伯郡								
	羽合町	2	1	3	2	1	3	
	泊村							
	東郷町	1		1		1	1	
	三朝町							
	関金町							
	北条町							
	大栄町							
	東伯町							
	赤碓町							
西伯郡								
	西伯町	1		1	1		1	
	会見町							
	岸本町		1	1	1		1	
	日吉津村		1	1	1		1	
	淀江町							
	大山町	1		1	1		1	
	名和町	1		1	1		1	
	中山町							
日野郡								
	日南町							
	日野町							
	江府町							
	溝口町							
県		52	6	58	53	5	58	
計		156	17	173	156	17	173	

表 148 公害の種類別件数（新規）

市町村名	区分	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市		1	4		19	2	3	29	16	45
米 子 市		1	3		16		1	21	11	32
倉 吉 市		1			1		4	6	1	7
境 港 市		2	1		5		3	11	3	14
岩 美 郡										
国 府 町										
岩 美 町										
福 部 村										
八 頭 郡										
郡 家 町										
船 岡 町										
河 原 町										
八 東 町										
若 桜 町										
用 瀬 町										
佐 治 村										
智 頭 町										
気 高 郡										
気 高 町										
鹿 野 町										
青 谷 町										
東 伯 郡										
羽 合 町			1		1			2		2
泊 村										
東 郷 町			1					1		1
三 朝 町										
関 金 町										
北 条 町										
大 栄 町										
東 伯 町										
赤 碓 町										
西 伯 郡										
西 伯 町			1					1		
会 見 町										
岸 本 町										
日 吉 津 村										
淀 江 町										
大 山 町							1	1		1
名 和 町			1					1		
中 山 町										
日 野 郡										
日 南 町										
日 野 町										
江 府 町										
溝 口 町										
県		11	18		4		12	45	7	52
計		16	30		46	2	24	118	38	156

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任している工場数は50工場である。

表149 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
(12) 食 料 品 製 造 業	6	4 (2)				5 (5)				2 (1)				
(13) た は こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)								
(14) 織 維 工 業	2	2 (2)				1				1				
(16) 木 材、木 製 品 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)								
(18) パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)			2 (2)				1 (1)	1 (1)				1 (1)
(21) 石 炭 油 炭 製 品 製 造 業	10	5 (5)			1 (1)	9 (8)					1 (1)			
(25) 窯 業 土 石 製 品 製 造 業	16	6 (6)				1 (1)					15 (13)			
(26) 鉄 鋼 業	3	3 (2)			1 (1)					2 (2)			2 (1)	
(28) 金 属 製 品 製 造 業	7	7 (5)				1 ()		5 (4)		2 (2)			3 (3)	1
(37) ガ ス 業	1	1				1								
計	50	33 (28)			4 (4)	21 (18)		5 (4)	1 (1)	4 (2)	4 (4)	16 (14)	5 (4)	2 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。
2 ()は、代理者の数である。